

持続可能な本道畑作・野菜政策等に関する提言

本道畑作農業は、専門的な農家が主体となり、重要品目である麦・大豆・てん菜・馬鈴しょを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、大型貿易協定の相次ぐ発効により、国内農業への影響が危惧されるなかで、コロナ収束を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻などによって燃油や肥料など生産資材価格が高騰していますが、ウクライナ危機の長期化や円安基調の進行などで、今後の営農継続が困難な危機的な状況にあります。

一方、コロナ禍による農産物需要の落ち込みで在庫量が増えており、特に、砂糖については、適正在庫を大幅に上回っていることから、需要喚起・消費拡大対策など国による在庫処理対策を財政支援のもとで講ずることが求められています。

こうしたもと、畑作物直接支払交付金が改定となりましたが、来年以降も更なるコスト上昇が見込まれる中で、生産者の生産意欲の低下が危惧され、また、収入保険制度などセーフティネット政策の検証年となっていることから、再生産が可能な所得政策の充実とともに、将来にわたって安心して営農ができる畑作政策の拡充・強化が重要不可欠となっています。加えて、消費者への安全・安心な国産野菜の安定供給を図る観点から、野菜政策の拡充・強化も必要となっています。

については、本道畑作・野菜政策において、生産現場の意見を十分に踏まえ、持続可能となる万全な政策を講ずるよう下記のとおり提言致します。

記

I. 食料・農業・農村基本法の見直しと食料安全保障の強化について

1. 持続可能な農業の維持・発展に向けた食料・農業・農村基本法の見直し

食料・農業・農村基本法については、基幹的農業従事者の減少や生産資材価格の高騰など急激な情勢変化によって食料安全保障が危ぶまれているため、幅広い視点に立って丁寧に検証し、食料安全保障を確立する国内生産の増大、コスト上昇分の適正な農産物価格への転嫁など国民合意を図る見直しを行うこと。

また、現行基本法の基本理念は堅持しつつ、新たな基本法に基づく施策についても、持続可能な政策となるよう見直しを行うこと。

2. 国内食料の安定供給体制の強化を図る食料安全保障予算の確保

毎年起こる世界的な異常気象による農業被害とともに、コロナ禍による人・モノなどの移動制限に加え、ウクライナ危機による物流停滞など急速に変化する食料をめぐる世界情勢に鑑み、有事の時に備えた国内生産による食料の安定供給体制の強化を図るため、来年度予算編成で事項要求となっていた「食料安全保障予算」については、農林水産予算とは別立てで予算を確保すること。

II. 畑作物における国境措置の確保について

1. 米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対

米国産の生馬鈴しょの輸入解禁要請については、シロシストセンチュウの侵入経路・原因がいまだに究明されていない状況のなか、国内への病害虫侵入・蔓延などのリスクが高いとともに、国産馬鈴しょの安定生産に大きな影響を及ぼすことから絶対に認めないこと。

2. TPP11、日米貿易協定などの協定発効後の影響検証

TPP11及び日EU・EPA協定、日米貿易協定のほか、本年1月より発効したRCEPについては、我が国の農業における小麦、砂糖、澱粉や野菜などに甚大な影響を及ぼしかねない協定であることから協定内容を検証し、発効後の影響を公表するとともに、TPP等関連政策大綱に基づく万全な予算の確保など国内対策を強化すること。

3. 日米貿易協定の次期交渉や各国との交渉の農畜産物の関税撤廃除外

日米貿易協定における第2段階交渉については、農産品が対象範囲とならないよう引き続き毅然とした姿勢で臨むこと。また、中国・韓国などのTPP加盟に対しては、国内農業への影響が懸念されることから慎重に対応すること。

併せて、各国とのEPA/FTA交渉にあたっては、農畜産物の関税撤廃・削減の対象から除外するとともに、麦、砂糖、でん粉、雑豆等は適切な国境措置を堅持すること。

4. IPEF（インド太平洋経済枠組み）における関税交渉の除外

本年5月に発足したIPEFについて、貿易分野で関税交渉を行わないとしているものの、米国はTPPの代わりに枠組みとして設立しており、情勢如何によっては関税交渉に発展する危険性もあるため、日本政府として引き続き確固たる姿勢で臨むこと。

III. 持続的な畑作農業の政策確立について

1. 畑作物の自給率向上など食料・農業・農村基本計画の実効性確保

食料安全保障の観点に立ち、食料・農業・農村基本計画で示した生産努力目標の達成や強化に向けて、畑地の潜在生産力が最大限に発揮されるよう、生産現場の意見を十分踏まえ、畑作物の自給率向上や生産振興を図る制度・政策を充実・強化すること。

2. 生産意欲の喚起と食料安全保障の強化を図る作物別対策の措置

生産資材価格高騰でコストが増大している中で、畑作物直接支払交付金の引き下げと消費税の見直しにより、次年度以降の畑作物の作付け意欲が著しく低下し、営農が困難な状況が想定されるため、生産意欲の喚起と食料危機に備えた食料安全保障の強化を図る観点からも、国内畑作物の生産拡大に向けた作物別の新たな対策を講ずること。

3. 多様な経営セーフティネット対策の強化

- 1) 収入保険制度の見直しについては、生産現場ではセーフティネット機能の有効性を不安視していることや他の制度でも補償限度額及び支払率の両方を設定する制度はないことから、補償限度額の引き上げや自己責任分の撤廃など現場の意見を十分に踏まえて行うこと。
- 2) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策について、将来にわたって経営安定に資する農業者のセーフティネット対策として重要な役割を担っているため、現行制度を堅持するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

4. 合理的輪作体系の維持を図る畑作物の事業の構築と十分な予算確保

- 1) 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業については、将来にわたり畑作物の合理的な輪作体系の維持・確立を図る事業として、次年度以降も事業を継続し、事業は当初予算で十分な財源を確保するもとの措置すること。
- 2) 事業推進にあたっては、手間と経費がかかる種子馬鈴しょ生産のほか、振興作物である麦・大豆への支援策や緑肥の導入など輪作体系の維持を図る畑作物振興に対する幅広い支援策、産地の生産基盤を強化する施設整備・機械導入（ドローンによるAI技術（判定）を活用した省力化技術の確立・普及等）への支援など生産現場が活用しやすい内容の事業として拡充・強化すること。

5. 大規模畑作農業における省力化対策

畑作農業においては、恒常的な労働力不足の解消に向けて、労働力確保対策の充実・強化を図るとともに、畑作物の安定的な作付・生産を推進するためのコントラクター組織や高性能農業機械の導入などへの支援のほか、投資負担が大きいスマート農業の定着化に向けては、生産者負担の軽減策を講ずること。

6. 全額国費負担による担い手育成対策の予算確保

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、引き続き全額国が財政負担する事業として継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7. 環境保全型農業直接支払の強化と予算の確保について

- 1) 環境保全型農業直接支払については、国が進める「みどりの食料システム戦略」に沿って環境負荷低減の目的に資するため、単価引き上げを行うなど制度を強化するとともに、生産現場の意見を十分に聞き幅広いメニューを設定し、予算の拡充を図ること。
- 2) 不耕起播種の実施については、専用播種機による大豆収穫前の小麦播種や小豆・スイートコーンなどの収穫後の不耕起播種も対象とするなど、目的に即した不耕起のメニューに対して現場の意見を十分に反映した制度とすること。

- 3) 今年度から新たな要件となった「みどりのチェックシート」については、生産現場に新たな負担が課せられることから柔軟な運用を図ること。

IV. 畑作物の生産振興策の充実・需要確保対策の強化について

<てん菜・馬鈴しょ対策>

1. てん菜の安定生産に向けた調整金の赤字解消と在庫対策への財政措置

- 1) てん菜の交付金単価の引き下げや交付金対象数量の削減は、畑作物の輪作体系や製糖工場の存続にも大きな影響を及ぼすものであり納得しがたい。

一方、砂糖在庫の累積や調整金収支の赤字が増加しているのは、コロナ禍による砂糖需要の大幅な減少の影響が大きく起因しているため、生産者だけに生産抑制を押し付けるのではなく、国による調整金収支の赤字解消や在庫処理対策を講じ、てん菜が安心して作付け出来る対策を構築するとともに、将来に向けては糖価調整制度の抜本的な見直しなどを検討すること。

- 2) 人口減少や長引くコロナ禍等による砂糖消費の落ち込みで、在庫がさらに積みあがっていることから、人工甘味料からの置き換えに対する支援など国産砂糖の需要喚起・拡大を行い、国の支援によりコロナ前までの適正な在庫量に戻すよう需給環境の改善策を講ずること。

- 3) 効率的なてん菜原料の受け入れと工場への搬入を図るため、トラックドライバーの確保などによる円滑な輸送を図るための国の支援策を講ずること。特に、本別製糖所の砂糖生産終了に伴い、受け入れ先の変更で原料搬入に支障をきたさない輸送体制の整備など国が支援すること。

2. ジャガイモシロシストセンチュウ対策の強化

- 1) ジャガイモシロシストセンチュウについては、あらためて遺伝子解析などを行い、感染ルートを早期に解明するとともに、早期の馬鈴しょ作付再開に向けて、根絶するまで継続的に対策を措置し、万全な予算を確保すること。

- 2) 生産現場のニーズに即した抵抗性品種の早期開発・普及、洗浄施設の整備など国の支援策を拡充・強化するとともに、当該市町村における運送事業者の農産物集出荷コストの増加に対する支援など蔓延防止策への新たな支援を講ずること。

3. 種子馬鈴しょの安定生産・品質向上など

種子馬鈴しょ生産については、高齢化で後継者も育っておらず、手間と経費がかかり、所得にも結び付いていない状況にあることから、増産を図る生産体制の構築や所得確保に向けた対策を拡充・強化すること。

また、農研機構種苗管理センターなどへの財政支援を強化し、人材の確保や原原種の品質向上を図ること。

4. 植物防疫検査体制の拡充・強化

米国産ポテトチップ加工用馬鈴しょの輸入期間の撤廃によって大幅な輸入増加となっており、生産現場は新たな病害虫の侵入や馬鈴しょ生産に不安を抱いていることから、輸入産地への現地調査の徹底や検査員の増員及び検査件数の拡大を図る予算の確保など植物防疫検査体制を拡充・強化すること。

<麦・豆対策>

1. 内麦優先の原則堅持と需要喚起・拡大対策

1) 国産麦の安定供給を図るため、国家貿易品目と内麦優先の原則を堅持するとともに、パン・中華めん用への生産振興策を継続・強化すること。

また、輸入麦の政府売渡価格の緊急措置によりマークアップ財源が減少するため、経営安定対策の財源不足が生じないよう万全な予算を措置すること。

併せて、国際価格と連動した指標価格も据え置かれることから、コスト上昇分を適正に反映させる別途対策を講ずること。

2) 穀物相場の変動により、輸入依存度の高い小麦は安定供給への影響が大きいことから、食料安全保障の確立を図るため、国産麦の生産振興や需要喚起・拡大対策を強化するとともに、外国産麦から国産麦に切り替えるためのあらゆる対策を企業に対して支援すること。

2. 国産大豆の安定生産・需要拡大対策

国産大豆の安定生産を図るため、基本計画の目標に沿って生産された大豆については、国の責務で確実な販路確保を図るとともに、輸入大豆からの置き換えなど国産大豆の利用促進に対する支援策を講ずること。

3. 雑豆の所得確保を図る制度の構築と需要拡大対策

雑豆については、更なる需要拡大・販売促進対策を拡充強化し、所得確保を図る体制を構築するとともに、安定生産に向けた作付維持対策（契約栽培、機械導入などの支援など）を講ずること。

また、コロナ禍における需給動向を勘案した関税割当制度の適正な運用や輸入雑豆から国産雑豆への置き換えなどを図り、農業者が安定的に生産できる制度を講ずること。

V. 野菜政策の強化を図る支援策の拡充・強化などについて

1. 野菜価格安定制度の堅持と拡充・強化

野菜価格安定制度については、産地形成に取り組む野菜農家のセーフティネット対策として不可欠であるため、将来にわたって安定的な運用が図られる制度として堅持すること。

また、野菜は労働力・生産コストが掛かることから、保証基準額の引き上げや国の拠出割合を高めるなどの制度の拡充・強化を図ること。

2. 本道野菜の安定供給に係る円滑な輸送体制の確立への支援

北海道のJR鉄道については、道民の公共交通として重要な役割を果たしており、長引くコロナ禍などで経営が危機的な状況にあることから、鉄道輸送の維持を図る国費予算を確保すること。

併せて、道産野菜の消費地への安定供給や効率的な輸送を図るため、JR貨物の存続やスマート技術を活用した新たな仕組みの検討によるトラックの運転手不足の解消など円滑な輸送体制を整備すること。

3. 輸送コスト低減を図る条件不利地対策

道産農産物の約7割を道外へ輸送しているなかで、毎年の運賃の値上げに加え、ウクライナ情勢等による燃料費の高騰など輸送コストが上昇し、販売価格に転嫁が難しい環境にあることから、農産物の安定的な供給を図るため、輸送コスト低減を図る条件不利地対策を講ずること。

VI. 食の安全・安心に関する制度の厳格化について

1. 輸入農産物の残留農薬基準の厳格化や植物防疫検査の強化などにより、消費者への安全・安心を確保すること。
2. ゲノム編集で作られた農作物等による食品については、消費者に不安の声も多くあることから、安全性が確保される体制づくりや環境整備を図るとともに、届け出制の義務化や購入者が選択できる表示の義務を早期に実施すること。

VII. 肥料高騰対策等の拡充強化と生産資材の安定的な確保について

1. 肥料価格高騰に対する補填率は実質63%にとどまっていることから、次年度の営農継続が危惧されるため、さらに補填率を上げて支援策を強化すること。
特に、北海道においては、規模拡大が進み取扱い量も多く、その上、肥料価格が前年よりも約8割高となっていることから、全国一律で決定する価格高騰率との乖離が大きいため、地域の実態に合わせて設定すること。
2. 食料の安定供給の観点から、国の責務のもとで次年度以降も生産資材を安定的に確保するとともに、高騰分を直接補填する新たな燃油対策を講ずること。

2022（令和4）年 11月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義